

札幌司法書士会 会長声明

令和 7 年 7 月 2 日

札幌司法書士会

会長 下村 尚也

生活保護基準引き下げに関する判決についての声明

令和 7 年 6 月 27 日に言い渡された、生活保護基準引下げ処分取消等請求事件に関する最高裁判所の判決において、生活扶助基準の改定には違法な点があり、同基準に基づき行われた保護変更決定は違法であるとの判断が示されました。この判決は、憲法第 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を具体的に支える生活保護制度の根幹に関わる、極めて重要な意義を有するものです。

判決では、平成 25 年から平成 27 年にかけて実施された生活扶助基準の改定のうち、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があり、生活保護法に違反して違法であると明確に指摘されています。

司法書士は、国民の権利擁護と公正な社会の実現を使命とし、市民に最も身近な法律専門職として、生活困窮者をはじめとする社会的弱者の法的支援に取り組んでいます。生活保護基準は、単に受給者の生活水準を決定するのみならず、最低賃金、就学援助、住民税非課税基準等、広範な制度と連動するものであり、その適正な設定は、すべての人々の基本的人権の保障に直結するものです。

札幌司法書士会は、経済的な困難を抱える方々への支援に深い関心を持ち、平成 17 年より、路上生活者を対象とした「炊き出し・無料法律相談会」や、生活保護に関する電話相談会の開催などの活動を継続して行ってまいりました。

当会は、このたびの判決を重く受け止め、国に対し、生活保護制度が真に「生存権」を保障する制度として機能するよう、一般国民の消費実態との関係において妥当な生活扶助の水準を維持するよう強く求めます。

そして、当会は、生活困窮者の権利を守るため、今後も関係機関・団体と連携しながら、積極的に取り組みを続けてまいります。